
是正通知（2025年5月29日付）に関する対応状況のご照会

公益通報者保護制度担当 <g.koueki24@caa.go.jp>

2025年7月7日 11:58

To: 木村俊介 <shukku9998@gmail.com>

通報者様

お世話になっております。

消費者庁（以下「当庁」という。） 参事官（公益通報・協働担当）室 公益通報担当です。ご照会事項につきましてご連絡いたします。

【照会事項】 1

当庁は、令和7年5月29日のメールでお伝えしましたとおり、当該事業者の内部公益通報対応体制等の整備状況を「確認」し、実効的な運用について対応を求め、当該事業者の対応を確認した上で対応を終了しております。

【照会事項】 2

ここにおける「確認」とは、令和7年4月28日のメールでお伝えしましたとおり、事業者に求められる「体制整備」について違反がないかの外形的な確認であり、事業者が「整備している体制」に基づき運用することにより発生する個々の事案に関しては、通報者様と事業者との2者間で主張が異なったり、争いとなることも考えられ、その場合は、民事手続き等により、話し合いや裁判等で解決を図って頂くことを申し添えた次第です。したがって、令和7年6月9日のメールでご報告いただいた情報は、「体制整備」について違反の有無とは直接関係がなく、当該情報に基づいて当庁より事業者へ何らかの確認や是正を求める等の権限はございません。

【照会事項】 3

前述のとおり、当庁の行う範囲での「確認」は終了しているので、現在のところ、お尋ねのような対応の検討や予定はございません。令和7年4月28日のメールでお伝えしましたとおり、通報者様はすでにご対応をとられていることを承知しておりますが、「公益通報をしたことを理由とする解雇」を受けた場合は、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関である都道府県労働局または弁護士会へご相談なさってください。

Q&A含め、ご参考として案内いたします。

Q. 公益通報をした後に、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けた場合には、どうすればよいですか。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/faq/faq_006#q2

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kouekituhohogo.html

大阪弁護士会への相談窓口

<https://soudan.osakaben.or.jp/field/report/>

* * * * *

消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室

〒100－8958 東京都千代田区霞が関3－1－1

中央合同庁舎第4号館6階

Email: g.koueki24@caa.go.jp

* * * * *

[元のメッセージ非表示]